

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

令和 7 年 8 月 8 日

長崎県知事 大石 賢吾

Ⅰ 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 7 教体第 1 号
- (2) 工 事 名 県立総合運動公園補助競技場トラック改修工事
- (3) 工事場所 諫早市宇都町
- (4) 工 期 令和 8 年 3 月 31 日限り

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日まで）

余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。

実工期：工事の始期から令和 8 年 3 月 31 日限り

（余裕期間は最大 60 日間とし、契約締結日から最大 60 日後の翌日を工事着手期限とする。）上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設けることはできず、工事着手期限から令和 8 年 3 月 31 日までに工事を完了させること。

- (5) 工事概要 補助トラック改修工 1 式、切削オーバーレイ工 2,407m²、洗浄・トップコート工 4,388m²、レーンライン工（埋込） 2,100m、レーンライン工（吹付） 2,702m

- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有

- (7) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年 6 月 27 日 長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 16 号に規定する事後審査型入札である。

- (8) 本工事は、電子入札対象外である。

- (9) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日 平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

- (10) 本工事は、「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条」の規定に基づく下記の技術者の配置を適用する工事である。

①「建設業法第 26 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定を受ける技術者配置の特例（専任特例）の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 25 日 6 建企第 339 号 以下、「専任特例に関する通知」という。）ただし、専任特例 1 号については対象外とする。

②「建設工事の専任の主任技術者の取り扱いについて」（令和 7 年 1 月 24 日 6 建企第 265 号）ただし、下請負代金額が法第 3 条第 1 項第 2 号の政令に定める金額以上となる場合は対象外とする。

- (11) 本工事は、快適トイレ導入試行対象工事であり、施工現場付近に特記仕様書に記載の仕様を満たす快適トイレを

- 設置することを原則とする。（設置に要する費用については、当初は計上していない）
- （12） 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、建設工事事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の（1）に定める要件を満たす者で、さらに（1）及び（2）の条件をすべて満たす者であること。

- （1） 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	法第3条の規定に基づく、舗装工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	・次の条件を満たすこと。 長崎県外に主たる営業所を有する者で、九州内に営業所を有し、舗装工事における総合数値が1,100点以上で格付等級がAランクであること。
年間平均完成工事高	舗装工事において1億円以上
建設業法に基づく経営事項審査等	令和7年度長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿（格付表）に登載され、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

- （注1） 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合は、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札参加者格付要綱第4条に定める本工事の開札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

- （注2） 「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

- （注3） 「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

- （2） 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の要件をすべて満たした者とする。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、実工期の始期日からとし、余裕期間の間は本工事への配置を不要とする。

同種工事の施工実績に関する条件	平成22年度（2010年度）から令和6年度（2024年度）に完成した公共工事で、次のいずれかを施工した実績を有すること。 ① 単体又は共同企業体の代表構成員として、財団法人日本陸上競技連盟の規則に基づく全天候型第3種公認（以下、「第3種公認」という。）以上の陸上競技場のトラックにおいて、1工事当り2,000m ² 以上の全天候型ウレタン舗装（オーバーレイを含む）の施工実績があること。 ② 共同企業体のその他の構成員として、第3種公認以上の陸上競技場のトラックにおいて、1工事当り2,000m ² 以上の全天候型ウレタン舗装（オーバーレイを含む）の施工実績について2回以上の施工実績があること。
配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす主任技術者（法第26条第2項に該当する場合は監理技術者）を専任で配置できること。
国家資格等	以下のいずれかの国家資格等を有する者 ① 法による1級建設機械施工技士、1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士又は技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（建設部門、総合技術監理部門（選択科目「建設部門」））の資格を有する者

		② 舗装工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、法第26条第5項に規定する講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者。
	工事経験	条件なし
	その他	① 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。 ② 配置技術者の兼務については、Ⅰ 競争入札に付する事項の（10）に記載した配置予定技術者の兼務の通知を確認した上で判断すること。 ③ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。 ④ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日から起算して過去3か月間に、長崎県内で発注された公共工事（長崎県発注工事を除く。）において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。

（注1） 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。なお、特殊法人等には国立大学法人法に定める国立大学法人も含む。

（注2） 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

（注3） 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

ただし、法第26条第3項に該当せず専任を要しない場合については、次の要件をすべて満たしていれば、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でも当該工事の配置技術者となりうることに留意すること。

- ① 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ② 当該営業所において請負契約を締結すること。
- ③ 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ④ 当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上）にあること。

3 入札等担当部局

区 分	担 当 内 容	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県教育庁体育保健課 総務管理班	TEL 095-894-3392 FAX 095-894-3478	〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県教育庁体育保健課 総務管理班	TEL 095-894-3392 FAX 095-894-3478	

4 提出書類

(1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認届出書等として、次の書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のアの①、ウ、及びエ

(2) 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

① 共通事項書3の(1)のオ、カ、及びキ

5 入札日程

【交付について】 書類様式等の交付期間及び方法	【交付期間】 令和7年8月8日(金曜日)から 令和7年9月4日(木曜日)まで	① 書類様式 長崎県ホームページ (https://www.pref.nagasaki.jp/) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」から入手すること。
【提出について】 事後審査型一般競争入札参加申込書等の提出期間及び場所	【提出期間】 令和7年8月12日(火曜日)から 令和7年8月27日(水曜日)まで	① 3の入札等担当部局に持参または郵送（一般書留郵便、管理書留郵便又は配達記録郵便に限る。提出期限内必着。）による。なお、郵送後、速やかに入札等担当部局に連絡を行うこと。
【質問について】 公告等に関する質問期間及び場所	【質問期間】 令和7年8月12日(火曜日)から 令和7年8月27日(水曜日)まで	・ 3の入札等担当部局に提出。 ・ 入札に関する質問は、所定の様式により行うこと。 ・ 入札質問書を提出する前に3の入札等担当へ連絡し、提出後においても必ず着信確認をすること。
上記回答期限及び回答方法	令和7年8月29日(金曜日)まで	・ 個別事項は、当該者にファクシミリにて回答。 ・ 全参加者に関する事項は、全参加者へファクシミリにて回答。
入札日時及び場所	令和7年9月5日(金曜日) 午後2時から	長崎県庁 3階 314会議室 長崎県長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3392
事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書等の提出期間及び場所	落札候補者決定通知の翌日から 起算して3日以内	・ 3の入札等担当部局への持参による。

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで（来所する場合は正午から午後1時までを除く。）とする。（ホームページ掲載内容を除く。）

(注2) 書類様式等は、郵送での配布は行わない。

(注3) 公告等に関する質問は、書面により郵送で行うこと。（時間的に不可能でやむを得ない場合は電送（FAX）も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。）なお、質問者は郵送又は電送（FAX）を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

(注4) 入札参加希望者は、公告等の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問締切日以降の質問は受け付けない。

6 最低制限価格 設定

(1) 最低制限価格の取り扱いについては、長崎県土木部建設企画課が定める「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（5建企第435号 令和6年3月21日）」を準用する。

(2) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において決定する。なお、最低制限価格は乱数を使用したランダム化により決定する。

7 入札方法 紙入札で行う。

入札回数は1回とする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。

8 入札保証金 免除

9 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、県財務規則第 112 条第 1 項各号に掲げる担保の提供、第 113 条第 1 号に規定する履行保証保険証券又は同条第 2 号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 入札の無効

共通事項書 14 の（1）～（13）及び（15）～（16）に該当する場合は入札無効とする。

11 落札候補者の決定方法

- （1）開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。
- （2）落札候補者となるべき最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。
また、最低価格から 2 番目、3 番目に同額入札者が複数あった場合においても、入札会場においてくじによりその順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 落札者の決定及び通知

- （1）落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。
- （2）落札候補者の審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。
- （3）次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

13 入札結果の公表

入札結果は、閲覧に供するとともに、公告記載のホームページに掲載する。

14 その他

- （1）その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は共通事項書のとおり。
- （2）入札結果、本公告及び事後審査型入札公告共通事項書は、体育保健課 HP に掲載する。
ホームページアドレス (<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-taiiku/index.html>)
- （3）入札制度関係要綱要領等は、長崎県ホームページに掲載する。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／要綱・要領／要綱・要領等」
- （4）申請様式等については、ホームページに掲載してある最新版を使用すること。旧様式で申請した場合、提出書類の不備として参加資格が認められない場合があるので留意すること。
長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/>) トップページ「まちづくり／土地・建設業／公共事業入札・契約制度関係規則等／各種様式」
- （5）不明な点に関する問い合わせ先
 - ア 提出書類、入札及び契約に関すること
3 の入札・契約担当部局
 - イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること
3 の工事・技術担当部局